

報告第 2 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 2 月 28 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

- | | |
|----------|---|
| 1 和解の相手方 | 日出町在住 個人（1 人） |
| 2 和解の要旨 | 町は、相手方に損害賠償金 72,215 円を支払う。 |
| 3 事件の概要 | 令和 4 年 1 月 1 日午前 9 時 15 分頃、町道七反帆線において、相手方所有の車両が走行中、道路上のグレーチングが跳ね上がり、車両底部を損傷させた。 |
| 4 専決年月日 | 令和 4 年 1 月 21 日 |